〇 主文

原判決中控訴人の被控訴人に対する金二万三〇〇〇円の支払いを求める請求を棄却 した部分を取消す。

被控訴人は控訴人に対し前項の金員を支払え。

控訴人のその余の控訴を棄却する。

訴訟費用は第一、二審を通じその一〇分の一を被控訴人の負担とし、その余は控訴 人の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人

原判決を取り消す。

被控訴人は控訴人に対し金三三万円を支払え。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決

二 被控訴人

控訴棄却の判決

第二 主張及び証拠

当事者双方の主張及び証拠関係は原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用 する。

〇 理由

ない。)、また受刑者に対し差入申出のあつたことを告知する必要もない。しかし 差入を許さずとしながら、差入申出のあつたことを受刑者に告げることもなく、刑 務所長が釈放時に受刑者に交付することを予定して目的物を受刑者のために保管す ることは、そのような保管の途中で目的物が滅失した場合における権利義務の不明 確の問題を生ずることを考えると、法及び規則の予定するところとは到底考えるこ とができないし、又刑務所長が法及び規則によらないで、差入人又は受刑者の金品 を預り保管することの許されないことはあらためて喋々するまでもないであろう。 三、本件において府中刑務所長のとつた処置は、前述した意味において、既に正当 とはいいがたいが、本件各図書の差入についてこれを許さなかつたことが正しいと すれば、その後の保管関係に誤りがあつたからといつて、控訴人に物質的にも精神 的にも損害があつたとすることはできないはずである。そこで次に府中刑務所長が 本件各差入を許可しなかつたことの適否を考えてみる。 受刑者を一般社会から隔離し、これを一定の場所に拘禁することが制度として是認 される以上、差入又は私物の使用が無制限に許されるはずがなく、法がこれらにつ いて制限規定をおいているのは当然であるが、前述したように差入が許されたからといつて目的物が自動的に受刑者に到達する訳ではなく、図書についていうなら ば、閲読の許可があつてはじめて受刑者はこれに接することができるのであつて、 それ故当然のことながら、差入に対する制限よりも閲読に対する制限はより一層き びしいものとされている。すなわち、差入に関する規則第一四二条は「在監者二ハ 拘禁ノ目的二反シ又ハ監獄ノ紀律ヲ害ス可キ物ノ差入ヲ為スコトヲ得ス」と規定す るが、閲読許可に関する同第八六条は「文書図画ノ閲読ハ拘禁ノ目的ニ反セス且ツ 監獄ノ紀律二害ナキモノニ限リ之ヲ許ス」と規定していて、その差異は明瞭である。つまり、「拘禁ノ目的二反シ又ハ監獄ノ規律ヲ害ス」るか否かが明らかでない ものは差入許可の対象になりうるが、閲読許可の対象にはなりえないことが明らか である。そうして規則第一四二条をそのように解する以上、同第一四六条第二項の 「・・・・・」差入力在監者ノ処遇上害アリト認ムルトキハ之ヲ許サス」との文 「在監者ノ処遇上害」があるか否かが不明な場合は、その差入は許 可の対象たりうると解するのが当然であろう。なお、法第五三条第一項が 「・・・・・命令ノ定ムル所二依リ之ヲ許スコトヲ得」と定めているのは、差入 許否の基準を命令に委任するとの意であると解すべく、一定の事由のある場合には 必要的禁止とするが、その他の場合には許否一切を刑務所長の裁量に委ねることと し、右必要的禁止の事由についてのみ命令に委任した趣旨であるとは到底解しえら れないから、刑務所長は規則第一四六条第二項にあたらない差入については、第一 四二条等他の禁止規定にあたる場合は格別、差入人と受刑者との間の人的関係を理 由にこれを拒むまでの裁量権を有しないと考えるほかはない。 しかるところ、本許弁論の全趣旨ならびに前出A証言によれば、府中刑務所長 が本件各差入を不許可扱いとしたのは、もつぱら本件各差入人が控訴人の処遇上害があるか否かが判明する程度にその続柄等が府中刑務所長に了知されていなかつたことを理由とするもので、他にこれを不許可とすべき事由は存しなかつたことが認 このことは結局本件各差入が差入人と受刑者との人的関係の面から考え て、受刑者の処遇上害があるかどうかが不明であつたことを意味し、従つて前述の 規則の解釈に従う限り、本件差入はこれを不許可とすることはできなかつたのに、 府中刑務所長はその権限を逸脱して、違法にこれを不許可としたものであるといわざるをえず、かつ府中刑務所長には、これにつき少くとも過失の責があつたといわ ざるをえない。

五 そこで控訴人の損害について検討する。前説示によれば、府中刑務所長が許すべき差入れを違法に許さなかつたからといって、控訴人が在監中当然本件各図書を閲読できたのに、それをさせなかつたということにはならず、単に閲読願出の機会を失わせたに過ぎないといわなければならない。しかし、受刑者に対し違法に図書閲読願出の機会を失わせることは、受刑者に対し違法に図書閲読願出の機会を失わせることは、受刑者に対してそれなりの精神的苦痛をもたらすことは否定できないし、弁論の全趣旨によつてそれなりの精神的苦痛をもたらすことは否定できないし、弁論の全趣自によってを証していたBに対して閲読許可となっていることが窺われるない。そうして当裁判所は、その他一切の事情を考慮したうえ、本件各差入不許可のと判断する。

六 それ故控訴人は被控訴人に対し国家賠償法第一条に基づき、右損害金二万三〇

〇〇円の支払いを求める権利があるから、控訴人の本件請求は右の限度で理由があり、その余は失当というべきところ、これを全部棄却した原判決は一部不当であるので、これを右のとおり変更することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第八九条、第九二条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判官 石川義夫 寺澤光子 原島克己)